

隼人と古代日本

論文審査の結果の要旨

本論文は、文献史料により古代南九州史を考える上で、①隼人が朝貢を始める天武十一年(682)、②南九州に国郡制が適用される8世紀の初め、③南九州に律令制度が完全適用される延暦十九年(800)、④島津荘が開発される万寿年間(1024～28)、⑤惟宗忠久が島津荘の下司・地頭となる文治元年(1185)の5つの画期を設け、④までの古代南九州の歴史的展開を考察したものである。

第1章では、古墳時代について検討し、後期には現在の鹿児島県本土域で地域的独自性を増していくことから、これが最終的に南九州の居住民を「隼人」として設定していく際の大きな要因となったのではないかとした。

第2章では、志布志湾沿岸の大型前方後円墳を築造し大和政権との関係を保持し続けていたと考えられる「直」姓の大隅直氏の一部が、天武十四年(六八五)に忌寸姓を与えられたにも関わらず、8世紀代の隼人の朝貢では、大隅直氏・大隅忌寸氏ともに隼人として朝貢儀礼に参加していることを指摘し、両氏は、それまでの大和政権との関わりを棚上げにした形で隼人として朝貢を行うこととされたのであって、隼人は、7世紀後期政府によって設定された「擬似民族集団」と見るべきことを論じた。

第3章では、大宝二年の隼人の抵抗の直接的契機を、その首長が郡領詮擬のための大宰府出頭命令を拒否したことと考え、これを鎮圧して置かれた薩摩国は、肥後国の勢力下の出水郡を薩摩国に編入し、その南に肥後国から計画的移民を投入して高城郡をつくり、その南の隼人居住地を11の郡(隼人一十一郡)に編成したものと見た。また隼人は、籍帳支配や律令負担の如何に関わらず用いられた呼称であり、蝦夷とともに元日等の儀礼に参加し王権を荘厳していたが、和銅六年(713)に大隅国が建国され、国郡制の基調が南九州全体を覆うと、隼人は単独で朝貢儀礼を行うようになり、その結果、蝦夷とともに儀式に参加するのは、南島人となったと見た。

第4章では、主に「天平八年(736)薩摩国正税帳」の分析を通じて、政府による隼人支配の特質について考察した。特に国司巡行の所要日数の検討により、隼人居住域に対する政府による支配は、律令制の完全適用を留保するという特徴を持ち、また賑給の所要日数の検討から、隼人は公民と夷狄の中間に位置づけられていることを論じ、「隼人郡」に対する支配は唐の羈縻州に対する支配に相似的であるとした。

第5章では、延暦四年(785)段階で大隅・薩摩両国内で日向国からの浮浪が把握されていたことに着目し、当時、大隅・薩摩両国内で戸籍の作成が進行していたと見た。その後、南九州に居住する人々は、「野族」視は残るものの、隼人と呼ばれることはなくなり、南九州の隼人は「消滅」した。

第6章では、嘉祥三年(850)の紀年を持つ薩摩川内市京田遺跡出土木簡や、近年調査例が増加している墨書土器の分析を通じて、律令祭祀の浸透ぶりや薩摩国内の交通路の復元を行った。

第7章では、受領による国内支配と、大宰府官長による管内諸国への支配強化、および在地勢力との競合あるいは協調関係が複雑に現れるなか、島津荘が設定されていく過程における、中央政界と地方との系列的な関係を検出した。

このように本論文は、政府と隼人との関係に関して、「薩摩国正税帳」をはじめとする8世紀代諸史料の精緻な分析を通じて、隼人居住国の内部は必ずしも均質ではないこと、律令制の完全適用を留保しつつ、徐々に律令制浸透を図り、9世紀初頭に公民化が完了することを示すとともに、古墳時代・古代の考古資料等から、文献史料に色濃く見られる隼人＝夷狄との認識から距離を置いて、南九州の歴史的展開を鳥瞰する必要性のあることを示したものと評価できる。

以上のことから、本調査委員会は、本論文の提出者が博士(文学)の学位を授与されるに相応しいと認めるものである。